

**令和3年度 都内における障害者虐待の状況**  
**(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)**

<b>1 養護者による障害者虐待についての対応状況等</b> .....	<b>2</b>
(1) 相談・通報・届出件数(表1、表2) .....	2
(2) 相談・通報・届出者(表3) .....	2～3
(3) 事実確認の状況(表4、表5) .....	3～4
(4) 事実確認調査の結果(表6) .....	4
(5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況(表7-1、表7-2) .....	4～5
(6) 虐待行為の類型(表8) .....	5
(7) 被虐待者の状況(表9～14) .....	5～7
(8) 虐待者の状況(表15～17) .....	7～8
(9) 虐待の発生要因(表18-1、18-2) .....	8
(10) 虐待への対応策(表19～21) .....	9～10
<b>2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等</b> .....	<b>10</b>
<b>2-1 市区町村等における対応状況等</b>	
(1) 相談・通報件数(表22、23) .....	10～11
(2) 相談・通報・届出者(表24) .....	11
(3) 市区町村における事実確認の状況(表25-1、25-2) .....	11～12
(4) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況(表26-1、26-2) .....	12～13
(5) 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況(表27-1、27-2) .....	13
(6) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況(表28-1、28-2) .....	13～14
(7) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況(表29-1、29-2) .....	14～15
<b>2-2 障害者虐待の事実が認められた事例について</b>	
(1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所別種別(表30) .	15
(2) 虐待行為の類型(表31) .....	15～16
(3) 被虐待者の状況(表32～34) .....	16～17

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況(表35～37) ……………	17～18
(5) 虐待の発生要因(表38) ……………	18
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表39-1、表39-2) ……………	18～19
(7) 虐待等による死亡事例……………	19
<b>3 使用者による障害者虐待についての対応状況等……………</b>	<b>19</b>
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数(表40-1) ……………	19
(2) 相談・通報・届出者(表40-2) ……………	19～20
(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について(表40-3、40-4) .	20～21
<b>4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について(表41) ……………</b>	<b>21</b>

## 1 養護者による障害者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報件数(表1、表2)

令和3年度、区市町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、401件であった。令和2年度は371件であり、30件(8.1%)増加した

表1 相談・通報件数

	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度
件数	346	347	349	371	401
増減	38 (12.3%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	22 (6.3%)	30 (8.1%)

市区町村が受け付けた件数が400件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数93.0%、委託している市区町村障害者虐待防止センターでの受理件数は7%であった。

表2 養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	区市町村における障害者虐待担当部署での受理件数数(障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	区市町村障害者虐待防止センターでの受理件数(障害者虐待防止センターを委託している場合のみ)	合計
件数	372	28	400
構成割合	93.0%	7.0%	100%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた400件に対するもの

### (2) 相談・通報・届出者(表3)

「施設・事業者の職員」が24.9%と最も高く、次いで「本人による届出」が21.9%、「相談支援専門員」が9.7%であった。

表3 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	88	20	12	0	29	0	39	100	0	44
構成割合	21.9%	5.0%	3.0%	0.0%	7.2%	0.0%	9.7%	24.9%	0.0%	11.0%
	当該区市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等	成年後見人等	その他	不明（匿名を含む）	合計				
件数	22	23	0	20	6	403				
構成割合	5.5%	5.7%	0.0%	5.0%	1.5%	-				

(注)構成割合は、相談・通報件数401件に対するもの

(3) 事実確認の状況（表4、表5）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都において受け付けた相談・通報401件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例9件を加えた410件のうち、「事実確認調査を行った」が349件（85.1%）、「事実確認調査を行っていない」が61件（14.9%）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は4件（1.1%）であった。

法第11条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が172件（49.9%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が173件（50.1%）であった。

事実確認を行っていない事例61件の内訳は「相談・通報・届出を受理した時点で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が36件（59.0%）であった。

表4 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	349	85.1%
立ち入り調査（法第11条）以外の方法により事実確認調査を行った事例	345	(98.9%)
訪問調査により事実確認を行った事例	172	[49.9%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	173	[50.1%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認調査を行った事例	4	(1.1%)
（立入調査のうち）警察が同行した事例	0	[0%]
（立入調査のうち）警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	4	[100%]
事実確認調査を行っていない事例	61	14.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	36	[59.0%]
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を兼用中の事例	3	[4.9%]
他部署等への引継ぎ	22	[36.1%]
合計	410	100%

(注)構成割合は、相談・通報件数401件と、前年度市区町村が検討中とした事例9件を加えた410件に対するもの

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由と

しては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が2.8%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が11.1%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」41.7%、「その他」が44.4%であった。

表5 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	1	2.8%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	4	11.1%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	15	41.7%
その他	16	44.4%

（注）構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例36件に対するもの

#### （4）事実確認調査の結果（表6）

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」（以下、虐待判断事例という。）の件数は136件であり、事実確認調査を行った件数の39.0%を占めた。

表6 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	136	39.0%
虐待ではないと判断した事例	79	22.6%
虐待の判断に至らなかった事例	134	38.4%
合計	349	100%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例349件に対するもの

#### （5）虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況（表7-1、表7-2）

表6「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が82.2%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が53.1%と最も高く、次いで「定期的な見守りの実施」が41.7%、「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が17.7%であった。

表7-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	175	82.2%
現在の支援内容を継続することと現在の支援内容を継続することとした（支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった）	38	17.8%
合計	213	100.0%

（注）構成割合は、合計（虐待ではないと判断した事例＋虐待の判断に至らなかった事例）213件に対するもの

表7-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言	93	53.1%
本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	31	17.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%
新たに障害福祉サービスを利用	24	13.7%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	12	6.9%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	9	5.1%
定期的な見守りの実施	73	41.7%
その他	4	2.3%

（注）構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った175件に対するもの

以下、表6「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の136件を対象に、虐待行為の累計や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

#### （6）虐待行為の類型（複数回答）（表8）

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が62.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が34.6%、「経済的虐待」が16.2%、「放棄、放置」が14.7%、「性的虐待」が0.7%であった。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数136件と一致しない。

表8 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	85	1	47	20	22	175
構成割合	62.5%	0.7%	34.6%	14.7%	16.2%	-

（注）構成割合は、虐待判断事例件数136件に対するもの

#### （7）被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者数が複数の場合があるため、虐待判断事例数136件に対し被虐待者数は137名であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

#### ア．被虐待者の性別及び年齢（表9、表10）

性別では「女性」が67.2%、「男性」が32.8%と「女性」が全体の7割弱を占めていた。年齢階級別では「50～59歳」が29.9%と多く、次いで「40～49歳」が21.2%、「20～29歳」が16.8%であった。

表9 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	45	92	137
構成割合	32.8%	67.2%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数137人に対するもの

表10 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	7	23	17	29	41	14	6	0	137
構成割合	5.1%	16.8%	12.4%	21.2%	29.9%	10.2%	4.4%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数137人に対するもの

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表11）

被虐待者の障害種別では、「精神障害」が41.6%と最も多く、次いで「知的障害」が40.9%、「身体障害」が29.9%であった。

※1名の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数137名と一致しない。

表11 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を 除く)	発達障害	難病等	その他	合計
人数	41	56	57	7	1	2	164
構成割合	29.9%	40.9%	41.6%	5.1%	0.7%	1.5%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数137人に対するもの

ウ. 被虐待者の行動障害（表12）

被虐待者137名のうち、行動障害があるものが全体の19.0%を占めていた。

表12 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	10	0	16	103	8	137
構成割合	7.3%	0.0%	11.7%	75.2%	5.8%	100%

(注) 構成割合は、被虐待者数137人に対するもの

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表13）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が62.0%と最も多く、「自立支援医療」が27.0%であった。サービスの利用がない者は22.6%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数137名と一致しない。

表13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村及び都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	85	2	37	22	4	2	1	5	31	0	189
構成割合	62.0%	1.5%	27.0%	16.1%	2.9%	1.5%	0.7%	3.6%	22.6%	0.0%	-

（注）構成割合は、被虐待者数137人に対するもの

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表14）

「虐待者と同居」が83.2%を占めている状況であった。

表14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	114	21	1	1	137
構成割合	83.2%	15.3%	0.7%	0.7%	-

（注）構成割合は、被虐待者数137人に対するもの

（8）虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数136件に対し虐待者数は145人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表15、表16）

虐待者の性別では、「男性」が65.5%、「女性」が34.5%と、「男性」が全体の6割強を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が38.6%と最も多く、次いで「50～59歳」が30.3%「40～49歳」が19.3%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の6割強を占めていた。

表15 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	95	50	0	145
構成割合	65.5%	34.5%	0.0%	100%

（注）構成割合は、虐待者数145人に対するもの

表16 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	0	3	9	28	44	56	5	145
構成割合	0.0%	2.1%	6.2%	19.3%	30.3%	38.6%	3.4%	100%

（注）構成割合は、虐待者数145名に対するもの

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表17）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が24.8%と最も多く、次いで「父」が24.1%、「夫」「兄弟」が14.5%、「姉妹」6.2%の順であった。

表17 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者 (嫁)	娘の配偶者 (婿)
人数	35	36	21	7	6	1	0	0
構成割合	24.1%	24.8%	14.5%	4.8%	4.1%	0.7%	0.0%	0.0%
	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計	
人数	21	9	0	0	9	0	145	
構成割合	14.5%	6.2%	0.0%	0.0%	6.2%	0.0%	100%	

(注) 構成割合は、虐待者数145人に対するもの

(9) 虐待の発生要因（複数回答）（表18-1、表18-2）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待として認識していない」が41.6%で最も多く、次いで「虐待者の介護疲れ」が35.0%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が37.2%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も7.3%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が39.4%と最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も13.1%となっている。

表18-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側							
	虐待者の介護 疲れ	虐待者の知識 や情報の不足	虐待者の飲酒 やギャンブル 等への依存の 影響	虐待者の介護 等に関する強 い不安や悩 み・介護スト レス	虐待者が過去 に虐待を行っ たことがある	虐待者が虐待 と認識してい ない	虐待者の障 害、精神疾患 や強い抑うつ 状態	虐待者側のそ 他の要因
件数	48	32	5	26	6	57	23	7
構成割合	35.0%	23.4%	3.6%	19.0%	4.4%	41.6%	16.8%	5.1%

表18-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側			家庭環境			
	被虐待者の介 護度や支援度 の高さ	被虐待者の行 動障害	被虐待者側の その他の要因	家庭における 被虐待者と虐 待者の虐待発 生までの人間 関係	家庭における 経済的困窮 (経済的問題)	家庭内に複数 人の障害者、 要介護者がい る	家庭における その他の要因
件数	51	10	4	54	18	13	3
構成割合	37.2%	7.3%	2.9%	39.4%	13.1%	9.5%	2.2%

(注) 構成割合は、被虐待者数137人に対するもの

(10) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表19)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は43名 (31.4%) であった。一方で、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数 (一度も分離していない)」は63名 (46.0%) であった。

表19 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	43	31.4%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数 (一度も分離していない被虐待者数)	63	46.0%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	14	10.2%
その他	9	6.6%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	8	5.8%
合計	137	100%

(注) 構成割合は、被虐待者137名に対するもの

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳 (複数回答) (表20)

分離の有無に関わらず行った対応は、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が44.2%と最も多く、「養護者に対する助言・指導」が30.2%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が28.7%、「すでに障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が20.9%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が9.3%であった。

表20 分離の有無に関わらずおこなった対応の内訳

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導 (介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	39	30.2%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	3	2.3%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	37	28.7%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	27	20.9%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	12	9.3%
再発防止のための定期的な見守りの実施	57	44.2%
その他	5	3.9%
合計	180	

(注) 構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数8名を除く129名に対するもの

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳 (表21)

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が53.5%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が18.6%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が11.6%、「その他」が9.3%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由」が7.0%の順であった。

表21 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	23	53.5%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	3	7.0%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	5	11.6%
医療機関への一時入院	8	18.6%
その他	4	9.3%
合計	43	100%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	1	2.3%

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数43人に対するもの

## エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が7人、「利用手続き中」が2名、これらを合わせた9名のうち、市町村長申立の事例は4名(44.4%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は8名であった。

### (11) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

### 2-1 市区町村等における対応状況等

#### (1) 相談・通報件数(表22、表23)

令和3年度、市区町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、329件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が320件、都道府県が受け付けた件数が9件であった。

表22 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度
件数	227	271	276	307	329
増減	57 (33.5%)	44 (19.4%)	5 (1.8%)	31 (11.2%)	22 (7.2%)

市区町村が受け付けた件数320件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は95.6%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は4.4%であった。

表23 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当 部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で 運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センター での受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	306	14	320
構成割合	95.6%	4.4%	100.0%

(注) 構成割合は、市区町村で受け付けた320件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者 (表24)

「当該施設・事業所\_その他の職員」が16.7%と最も多く、次いで「本人による届出」による通報が14.6%、「当該施設・事業所\_設置者・管理者」による通報が13.7%、「家族・親族」による通報が9.1%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は7.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数329件に対する割合を記載している。

表24 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	48	30	10	0	5	0	12	45	19	4	2	55
構成割合	14.6%	9.1%	3.0%	0.0%	1.5%	0.0%	3.6%	13.7%	5.8%	1.2%	0.6%	16.7%
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	25	6	1	24	29	2	0	0	2	11	12	342
構成割合	7.6%	1.8%	0.3%	7.3%	8.8%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	3.3%	3.6%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数329件に対するもの。

(3) 市区町村における事実確認の状況 (表25-1、表25-2)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報320件、都道府県から連絡のあった13件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例13件の計346件うち、「事実確認調査を行った」が311件(89.9%)、「事実確認調査を行っていない」が35件(10.1%)であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は84件(27.0%)である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が80件(25.7%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が147件(47.3%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が18件(51.4%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が7件(20.0%)であった。

表25-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	311	89.9%
虐待の事実が認められた事例	84	(27.0%)
虐待の事実が認められなかった事例	80	(25.7%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	147	(47.3%)
事実確認調査を行っていない事例	35	10.1%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	18	(51.4%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	7	(20.0%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	(0.0%)
その他	10	(28.6%)
合計	346	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数320件、都道府県から市区町村へ連絡された件数13件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例13件)の合計346件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなないと考えられる事例」が11.1%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が22.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が38.9%、「その他」が27.8%であった。

表25-2 事実確認調査不要と判断した理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなないと考えられる事例	2	11.1%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	4	22.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	7	38.9%
その他	5	27.8%

(注) 構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例18件に対するもの。

(4) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況(表26-1、表26-2)

表25-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が47.6%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が70.0%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が15.0%であった。

表26-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	40	47.6%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	43	51.2%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	1	1.2%
合計	84	—

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例84件に対するもの。

表26-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	1	2.5%
サービス等利用計画を見直した	6	15.0%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	1	2.5%
定期的な見守りの実施	28	70.0%
その他の保護（病院への一時入院等）	2	5.0%
その他	7	17.5%

（注）構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った40件に対するもの。

（5）支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況（表27-1、表27-2）

表25-1「虐待の事実が認められた事例」に関する虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況としては、「再発防止に向けた支援を行った」事例が83.3%であった。

再発防止に向けた支援の内容としては、「当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり」が72.9%と最も高く、次いで「当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出」が41.4%、「当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席」が20.0%であった。

表27-1 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

	件数	構成割合
虐待があった施設・事業所への再発防止に向けた支援を行った	70	83.3%
支援までは行っていない	14	16.7%
支援の必要性や支援内容等を検討中	0	0.0%
合計	84	100.0%

（注）構成割合は、虐待の事実が認められた事例84件に対するもの。

表27-2 再発防止に向けた支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の発生要因の改善に向けたコンサルテーションの実施または専門機関等の派遣	4	5.7%
当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出	29	41.4%
当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり	51	72.9%
当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席	14	20.0%
他の施設・事業所の取組紹介や情報提供、他の施設等との交流、自立支援協議会への参加等のつなぎ・情報提供	0	0.0%
その他	14	20.0%

（注）構成割合は、虐待があった施設・事業所への再発防止に向けた支援を行った70件に対するもの。

（6）支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況（表28-1、表28-2）

表25-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利

用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が40.5%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が55.4%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が40.2%であった。

表28-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	92	40.5%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)※支援状況不明を含む	135	59.5%
合計	227	100.0%

(注) 構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)227件に対するもの。

表28-2 追加や見直しを行った支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	37	40.2%
サービス等利用計画を見直した	12	13.0%
定期的な見守りの実施	51	55.4%
その他	9	9.8%

(注) 構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った92件に対するもの。

(7) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況(表29-1、表29-2)

表29-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する施設・事業所に行った支援の状況としては、「施設・事業所へ支援を行った」事例が55.9%であった。

支援の内容としては、「当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員の状況等の確認、聞きとり」が81.9%と最も高く、次いで「当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席」が15.7%であった。

表29-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況

	件数	構成割合
施設・事業所へ支援を行った	127	55.9%
支援までは行っていない	100	44.1%
合計	227	100.0%

(注) 構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)227件に対するもの。

表29-2 施設・事業所へ行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
コンサルテーションの実施または専門機関等の派遣（都道府県に派遣を依頼した場合も含む）	0	0.0%
当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員の状況等の確認、聞きとり	104	81.9%
当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席	20	15.7%
その他	18	14.2%

（注）構成割合は、施設・事業所へ支援を行った127件に対するもの。

## 2-2 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた63件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の種類、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

### （1）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別（表30）

「共同生活援助」が27.0%と最も多く、「放課後等デイサービス」が17.5%、次いで、「生活介護」「就労継続支援B型」が11.1%、「障害者支援施設」が9.5%の順であった。

表30 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	6	9.5%
居宅介護	2	3.2%
重度訪問介護	3	4.8%
動援護	1	1.6%
生活介護	7	11.1%
短期入所	3	4.8%
自立訓練	1	1.6%
就労移行支援	1	1.6%
就労継続支援A型	1	1.6%
就労継続支援B型	7	11.1%
共同生活援助	17	27.0%
一般相談支援及び特定相談支援	1	1.6%
移動支援	1	1.6%
福祉ホーム	1	1.6%
放課後等デイサービス	11	17.5%
合計	63	100.0%

（注）構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数63件に対するもの。

### （2）虐待行為の種類（表31）

虐待行為の種類（複数回答）は、「身体的虐待」が48.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が32.9%、「性的虐待」が10.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは12件であった。

表31 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	38	8	26	3	4	79
構成割合	48.1%	10.1%	32.9%	3.8%	5.1%	100.0%

（注）構成割合は、虐待判断事例件数63件に対するもの。

### （3）被虐待者の状況

障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、63件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、63件の事例に対し被虐待者数96人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

#### ア．被虐待者の性別及び年齢（表32、表33）

性別については、「男性」が72.9%、「女性」が27.1%と、全体の7割が「男性」であった。

年齢については、「50～59歳」が24.0%、「20～29歳」が19.8%、「～19歳」が17.3%、「30～39歳」が18.8%、「50～59歳」が16.7%であった。

表32 被虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	70	26	0	96
構成割合	72.9%	27.1%	0.0%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者96人に対するもの。

表33 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	18	19	16	15	23	1	4	0	96
構成割合	18.8%	19.8%	16.7%	15.6%	24.0%	1.0%	4.2%	0.0%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者96人に対するもの。

#### イ．被虐待者の障害種別（複数回答）（表34）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が89.6%と最も多く、次いで「身体障害」が19.8%、「精神障害」が6.3%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数96人と一致しない。

表34 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	不明	合計
人数	19	86	6	0	0	0	1	112
構成割合	19.8%	89.6%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	—

（注）構成割合は、被虐待者96人に対するもの。

#### （4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、63件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、63件の事例に対し虐待者数は80人であった。

##### ア．虐待者の性別及び年齢（表35、表36）

「男性」が62.5%、「女性」が31.3%であった。年齢については、「50～59歳」が22.5%と最も多く、次いで「40～49歳」が17.5%、「60歳以上」が16.3%であった。

表35 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	50	25	5	80
構成割合	62.5%	31.3%	6.3%	100.0%

（注）構成割合は、虐待者80人に対するもの。

表36 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	7	4	14	18	13	24	80
構成割合	8.8%	5.0%	17.5%	22.5%	16.3%	30.0%	100.0%

（注）構成割合は、虐待者80人に対するもの。

##### イ．虐待者の職種（表37）

「生活支援員」が35.8%、「管理者」が7.6%、「サービス管理責任者」「世話人」が6.3%であった。

表37 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	5	6.2%
管理者	6	7.4%
設置者・経営者	3	3.7%
生活支援員	29	35.8%
職業指導員	1	1.2%
サービス提供責任者	1	1.2%
世話人	5	6.2%
相談支援専門員	1	1.2%
指導員	3	3.7%
児童発達支援管理責任者	2	2.5%
児童指導員	3	3.7%
居宅介護従業者	4	4.9%
重度訪問介護従業者	1	1.2%
行動援護従業者	1	1.2%
その他の従業者	4	4.9%
不明	12	14.8%
合計	81	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者80人に対するもの。

(5) 虐待の発生要因(表38)

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が69.8%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が60.3%、「倫理観や理念の欠如」が42.9%であった。

表38 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	44	69.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	38	60.3%
倫理観や理念の欠如	27	42.9%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	8	12.7%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	18	28.6%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数63件に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表39-1、表39-2）

市区町村又は都が、虐待の事実が認められた事例63件のうち、行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が33件、「改善計画の提出依頼」が35件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が22件であった。

表39-1 市区町村による指導等（複数回答）

		件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	33
	改善計画等徴収	35
	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	22

市区町村又は都が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が8件であった。その他都等による一般指導は18件であった。

表39-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	8
	改善勧告	0
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	改善命令	0
	指定の効力の全部又は一部停止	0
	指定取消	0
	合計	8
	一般指導	18

(7) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

### 3 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数（表40-1）

令和3年度、市区町村及び都で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は67件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が43件、都が受け付けた件数が24件であった。

表40-1 相談・通報件数

	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度
件数	35	55	62	64	67
増減	△16 (△31.4%)	20 (57.1%)	7 (12.7%)	2 (3.2%)	3 (4.7%)

(2) 相談・通報・届出者（表40-2）

「本人による届出」が70.1%と最も多く、次いで「家族・親戚」による通報が9.0%、「障害者福祉施設従事者等」「職場の同僚」による通報が4.5%であった。また、当該施設・事業所に着目する

と、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は4.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数67件に対する割合を記載している。

表40-2 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	47	6	1	0	1	0	2	3	2
構成割合	70.1%	9.0%	1.5%	0.0%	1.5%	0.0%	3.0%	4.5%	3.0%
	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	3	0	0	0	0	1	3	2	71
構成割合	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	4.5%	3.0%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数67件に対するもの。

### （3）都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

東京労働局での対応件数83件のうち、事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所1件あった。それに対し、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が29件あった。

以下、合計30か所の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

#### ア．虐待行為の類型（複数回答）（表40-3）

虐待行為の類型（複数回答）は、「経済的虐待」が86.7%と最も多く、次いで「身体的虐待」「心理的虐待」が10.0%であった。

表40-3 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的業態	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	3	1	3	0	26	33
構成割合	10.0%	3.3%	10.0%	0.0%	86.7%	-

（注）構成割合は、虐待判断事例件数30に対するもの。

#### イ．被虐待者の障害種別（複数回答）（表40-4）

被虐待者の障害の種別では、「身体障害」が43.9%と最も多く、次いで「知的障害」が31.7%、「精神障害」が29.3%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合

計件数は被虐待者数96人と一致しない。

表40-4 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	18	13	12	1	0	44
構成割合	43.9%	31.7%	29.3%	2.4%	0.0%	—

（注）構成割合は、被虐待者41人に対するもの。

## 4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況は以下のとおりである。

表41 市区町村における体制整備等に関する状況（令和3年度末）

		実施済み	未実施		
住民への障害者虐待の相談窓口の設置	市町村数	53	9		
	構成割合	85.5%	14.5%		
住民への通報義務の周知	市町村数	49	13		
	構成割合	79.0%	21.0%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	52	10		
	構成割合	83.9%	16.1%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	47	15		
	構成割合	75.8%	24.2%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	39	23		
	構成割合	62.9%	37.1%		
障害者福祉施設及び障害者福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	46	16		
	構成割合	74.2%	25.8%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	14	48		
	構成割合	22.6%	77.4%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	36	26		
	構成割合	58.1%	41.9%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市町村数	18	44		
	構成割合	29.0%	71.0%		
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市町村数	4	58
		構成割合	6.5%	93.5%	
		高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市町村数	11	51
		構成割合	17.7%	82.3%	
		配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市町村数	5	57
構成割合		8.1%	91.9%		
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市町村数	5	57		
構成割合	8.1%	91.9%			
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市町村数	16	46		
構成割合	25.8%	74.2%			
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	43	19		
	構成割合	69.4%	30.6%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	35	27	
	構成割合	56.5%	43.5%		
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	27	35	
構成割合	43.5%	56.5%			
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	26	36		
	構成割合	41.9%	58.1%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	36	26		
	構成割合	58.1%	41.9%		
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	44	18		
	構成割合	71.0%	29.0%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー等の作成	マニュアルの作成	市町村数	39	23	
	構成割合	62.9%	37.1%		
	業務指針の作成	市町村数	27	35	
	構成割合	43.5%	56.5%		
	対応フロー図の作成	市町村数	43	19	
構成割合	69.4%	30.6%			
事例集の作成	市町村数	9	53		
	構成割合	14.5%	85.5%		
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	32	30		
	構成割合	51.6%	48.4%		
「保育所等」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	18	44	
	構成割合	29.0%	71.0%		
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	20	42	
	構成割合	32.3%	67.7%		
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	19	43	
構成割合	30.6%	69.4%			
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	12	50		
構成割合	19.4%	80.6%			
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービス利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	17	45		
	構成割合	27.4%	72.6%		